

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月26日
【会社名】	株式会社東京通信グループ
【英訳名】	Tokyo Communications Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 古屋 佑樹
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役CFO 赤堀 政彦
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木三丁目2番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長CEO古屋佑樹及び取締役CFO赤堀政彦は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社(以下「当社グループ」という)の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会が2023年4月7日に公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

(1) 財務報告に係る内部統制の評価が行われた基準日

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2025年12月31日を基準日として行われております。

(2) 財務報告に係る内部統制の評価に当たり準拠した基準

当社グループの財務報告に係る内部統制の評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

(3) 財務報告に係る内部統制の評価手続の概要

本評価においては、当社グループにおいて、財務報告の信頼性に及ぼす影響が僅少である事業拠点を除き、原則として全社的な内部統制の評価を行い、その結果を踏まえて評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

(4) 財務報告に係る内部統制の評価の範囲

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループにおける、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価対象となる事業拠点及び業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。

その結果、全社的な内部統制の評価は、当社及び連結子会社4社に対して実施しております。

当社グループはデジタル領域において多角的に事業を展開する総合IT企業であり、複数の事業領域において、異なるビジネスを展開しております。この事業特性に照らし、売上高が事業規模とプロセスの複雑性を広く表すとともに、虚偽記載リスクが相対的に高い領域(売上高・売掛金・仕入高・外注費等)のボリュームと相関が高いことから、連結売上高(連結会社間取引消去後)を重要な事業拠点の選定指標といたしました。あわせて、期中モニタリングの容易性・比較可能性の観点からも、当該指標を用いることが範囲設定の一貫性に資すると判断しております。

業務プロセスの評価範囲の決定に当たっては、当連結会計年度の実績に基づき、全社的な内部統制が良好であることを踏まえ連結売上高のおおむね3分の2程度に達する2事業拠点に、質的影響並びにその発生可能性を考慮して選定した1事業拠点を加え、これらを「重要な事業拠点」としております。当該3分の2のカバレッジは、当社グループの収益構造及びモニタリング体制を踏まえ、評価範囲の設定として合理的であると判断しております。

選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高及び売掛金に至る業務プロセスを評価対象としております。また当社グループの事業構造上重要性が高く、収益性や利益認識に大きな影響を及ぼすプラットフォーム事業における外注費に至る業務プロセス及びメディア事業における貯蔵品管理プロセスも、評価対象として追加しております。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや経営者による予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスについても、重要性

を踏まえ評価対象に含めております。具体的には、税金・税効果、減損に係る検討プロセス等を対象として追加し、これらの業務プロセスにおける統制の整備・運用状況を評価しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。